各 位

信金中央金庫

SCB法人インターネットバンキングサービスにおける 資金移動(振込・振替)の取扱いの変更について

本中金では、最近の法人向けインターネットバンキングにおける不正利用の発生 状況等を踏まえ、これまで、不正利用による被害防止のための様々なセキュリティ 対策に取り組んでまいりましたが、今般、SCB法人インターネットバンキングサー ビス(以下「法人IB」という。)における資金移動(振込・振替)の取扱いを変更 いたしますので、下記のとおりご案内します。

法人IBご利用の皆さまには、ご不便をおかけいたしますが、本件は更なるセキュリティ対策に資するものでありますことを、ご理解のうえ、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

現行の都度指定方式による当日指定の資金移動の取扱いを停止し、事前登録 方式(お客さまからの依頼にもとづき本中金が資金移動先口座の情報を登録)に よる当日指定の資金移動の取扱いに変更します。

2. 変更日

平成27年8月31日(月)

- 3. 資金移動先口座の登録方法
- (1) 平成27年8月28日(金)までに、現行の都度指定方式による資金移動先口座として、お客さまが登録している口座(※)については、本中金が事前登録方式による資金移動先口座として一括登録しますので、下記(2)のお客さまによる本中金あて登録依頼は不要です。

※登録方法については、「操作マニュアル」(第6編 資金移動先口座情報の編集)をご参照ください。

(2) 平成27年8月31日(月)以降の資金移動先口座の登録については、 お客さまから本中金あてに資金移動先口座の登録依頼が必要になりますので、 資金移動日の前営業日(12:00)までに「SCB法人インターネットバン キングサービス資金移動先口座登録依頼書」(別紙1)を作成のうえ、本中金 の代表口座取扱店あてにご提出ください。

4. 資金移動方法

現行の都度指定方式における登録済の口座を指定する場合(※)と同様に、資金 移動先口座の一覧(上記3にて登録した資金移動先口座)から、該当する資金 移動先口座を選択し、資金移動を行います。

※資金移動方法については、「操作マニュアル」(第4編 資金移動 1.4 登録済の口座を指定する場合)を ご参照ください。

ı	ご参考	都度指定方式と事前登録方式の比較

	平成27年8月28日(金)まで	平成27年8月31日(月)以降
取扱い方法	都度指定方式による 資金移動の取扱い	事前登録方式による 資金移動の取扱い
資金移動先口座の 登録方法	・お客さま自らが法人 I Bに資金 移動先口座を登録する。	・お客さまから本中金に資金移動 先口座の登録を依頼する。 ※登録依頼は資金移動日の前営業日 (12:00)まで ・上記依頼にもとづき、本中金が 法人IBに資金移動先口座を 登録する。
資金移動方法	・お客さまが、法人IBの資金移動先口座の一覧から該当する口座を選択し、資金移動を行う。 ・上記によらず、資金移動の都度、資金移動先口座を入力し、資金移動を行う。	・お客さまが、法人 I Bの資金移動先口座の一覧から該当する口座を選択し、資金移動を行う。

5. 資金移動限度額の設定方法

現行の都度指定方式と同様に、事前登録方式においても資金移動限度額を設定することが可能となります。設定方法については、「「事前登録方式」の限度額設定について」(別紙2)のとおりとなりますので内容をご確認いただくとともに、必要に応じて設定してください。

6. その他

法人IBのホームページに掲載している「サービスのご案内」、「Q&A」等の 資料は、別途ご案内する予定です。

7. お問い合わせ先

信金中央金庫 事務統括部 事務第2グループ TELO3-5202-7654 (平日 8:45~17:15)

以上